

随意契約及び比較見積省略理由

1 交通信号制御基板等取替修繕概要

大阪府下の交通信号制御機の基板等に不具合が発生した場合に修繕を行うもの。

また、別途契約締結している「交通管制端末機器等点検調整業務契約」（以下「点検調整業務契約」という。）において、交通信号制御機（電源部）に不具合が発生した場合に修繕を行うもの。

2 随意契約及び比較見積省略理由

(1) 製造メーカーの機器を保守管理している唯一の業者

製造メーカーは、コイト電工株であり独自の設計がなされ、他社製部品では、その品質、規格、寸法等が適合せず、製造メーカー以外では適合する部品の確保も困難である。また、部品交換後には、他部品との機器調整が必要となっていることから、製造メーカーの機器を保守管理している唯一の業者であるミナモト通信株でなければ適切な修繕が実施できない。

(2) 信号機の滅灯時等における早期復旧

信号機の滅灯時等における障害発生時は、安全な交通行政に重大な支障を来たし、府民等の生命・財産に著しい損害を加えることとなる。

また、制御電源部は、上記（1）の部品交換後の機器調整が不要となっており、部品交換のみで対応が可能となっている。そのため、現在、契約締結している点検調整業務契約の業者であれば、より早期に復旧でき、もって大阪府下の安全な交通行政を確保することができる。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により比較見積書の徴取を省略するものである。